

秋田地方裁判所委員会第12回議事概要

秋田地方裁判所事務局総務課

1 開催日時

平成20年10月1日(水)午前10時00分から午前12時00分まで

2 場所

秋田地方裁判所大会議室

3 出席者

(委員, 敬称略, 五十音順)

川勝隆之, 佐川博之, 佐野元彦, 杉山陽子, 高山万紀子, 馬場純夫, 藤本律子,
三浦清

(説明者)

小野事務局長, 相馬民事首席書記官, 青山刑事首席書記官, 今野事務局次長

(庶務)

鈴木総務課長, 武田庶務係長, 菊池事務官

4 議事

(1) 開会の言葉(委員長)

(2) 新任委員の自己紹介

藤本律子委員(秋田県生活環境文化部男女共同参画課課長)

(3) 裁判員制度施行に向けた準備状況等についての説明(刑事首席書記官, 事務局長)

裁判員候補者名簿調製に関する準備状況及び今後のスケジュール並びに裁判員制度の円滑な実施に向けた取組状況及び今後の課題について資料に基づいて説明した。

(4) 意見交換

前記(3)の事務方からの説明について, 委員から次のような意見が出された。

以下 が委員長, が委員, が説明者の発言

裁判員候補者名簿に記載されると, 候補者に対して調査票が送られるが, 初めての人のにとって調査票や回答票(マークシート)という名称はまぎらわ

しくて混乱する感じがする。また、回答票（マークシート）の書き方の問い合わせ先は裁判所になると思うが、裁判員候補者は辞退事由に関する部分に問題意識を持っており、窓口を一元的に裁判所とすることでよいのかという疑問がある。市役所などの行政との連携も必要なのではないかと考える。

裁判員として不適格であるとして不選任とする判断はどのような基準で決めているのか。

法律に定める不適格事由に該当するか否かで判断を行う。不適格事由は裁判所に来ていただいて判断することになる。

裁判員の選任不選任の判断には、辞退事由の判断のほかに、不適格事由の判断がある。不適格事由としては、例えば、事件と関係のある人（被告人や被害者の親族など）があげられるが、このことは事件が起きてからでないと分からないため、当日来ていただいて判断することになる。事件当事者などと関係があるかどうかは自己申告してもらうことになる。

自分で申告しないと不適格事由に該当する事件関係者であっても裁判員になる可能性があるのか。

法律上、虚偽の記載・陳述をすると過料に処せられることとなっている。正直に申告してもらうことが必要になる。

その他に不適格事由に該当することはあるのか。

欠格事由（禁錮刑以上の刑に処せられた者など）や就職禁止事由がある。

宗教なども関係してくるのか。

宗教などは関係しない。要は、法律に従った判断を行ってもらえることが必要である。ただ、具体的な事件にもよるが、自分は絶対に死刑には反対であるなどの信条を持っている人の場合は難しいかもしれない。

そういった信条の人でも裁判員として参加させないと裁判員制度を行う意味がないのではないのか。

ケースバイケースではあるが、日本の法律に従った判断ができる人が望ましい。

流れとしては、調査票、質問票を事前に送付し、当日来てもらうことにな

るが、裁判員になれない人をどのように判断していくかが課題である。なお、検察官及び被告人は裁判員候補者について、それぞれ4人を限度として理由を示さないで不選任の決定を請求することができることと定められている。

こういう場合は辞退できますよというのは周知されていると思うが、こういった場合は選ばれませんよというのはあまり知られていない気がする。

確かに、これまでは辞退できるのかということが焦点になって取り上げられていたと思う。

国民の生活等の状況には差異があると思うが、それらを見極め、辞退申出の判断基準のようなものはあるのか伺いたい。多くの県民は、できれば裁判員にはなりたくないと考えていると思う。そのため、調査票が届けばまず辞退事由を考えるとと思うので、そういう点で基準がないと逆に不公平感がでるのではないか。

最高裁判所が全国的な調査をしている。具体的な線引きは難しいが、調査により、ファクターが示されており、それを基準として、それぞれの地域特有の辞退事由等について模擬裁判やアンケート調査を実施するなどして検討しているところである。

秋田は高齢者が多く、その介護等を理由に辞退を希望する場合が考えられるが、介護等が必要であるという証明は必要なのか。すでに手元にあるものを提出すればよいのか。それとも、新たに証明書等を取り寄せる必要があるのか。介護認定の写しや診断書などが必要であれば、必要である旨詳しく書いたらいいのではないか。

虚偽の記載・陳述をすることはできないことを前提とすれば、証明書等を新たに取り寄せる必要はなく、すでに手元にある場合にその写しを出してもらえれば足りる。証明書の提出がなければ辞退を認めないということではなく、裁判所の判断の一助とするために提出をお願いしている。

裁判員に選任される際、裁判員の男女比率は考えられているのか。

国民から無作為に抽出されるので、県の男女比率が半々の県であれば、裁判員に選ばれる男女比率も確率的には半々になると考えられる。辞退事由に

より偏りが出る可能性はあるかもしれないが、政策的に選任するということはない。

裁判員候補者名簿に記載されたという通知は一斉にされるのか。また、その広報はされるのか。県民が一番目を通すのは県又は市町村の広報誌であると思うが、そういった広報をしてもよいのではないか。

裁判員制度の広報は従前から裁判所でも行っており、最近のものとしては、能代市の広報誌に裁判員制度の記事が記載された。今後もそういったアプローチは行っていく予定である。

裁判員は選挙人名簿から選ばれるため、選挙人名簿に載っていない外国人は裁判員になれないと聞いているが、このことを周知しないと、なぜ外国人は裁判員になれないのかという疑問が生じると思う。

秋田でも外国人が被告人となる事件があると聞いている。そのようなことから被告人が外国人の場合を想定した模擬裁判を行えば今後のためになるのではないか。

都市部では、外国人が被告人となる事件も多く、模擬裁判も行われているが、秋田では被告人役の外国人の確保や通訳人の確保が難しいこともあり、行われていない。また、秋田では、実際に通訳人が必要な事件が少なく、なかなか関心が高まらないのかもしれない。通訳人のモチベーションという点から引き続き考えていくことが必要であると感じる。通訳人の研修は、毎年行っている。

通訳人は選べるのか。また、聴覚障害者の手話通訳はどうか。

いずれも公平性を保つため、裁判所で責任をもって選任することになる。

裁判所のホームページにあるQ & A集には今までの集積があり、裁判員制度に関する疑問を解消するにはとても役に立つと思うが、もっと周知すればよいのではないか。Q & A集の活用方法なども検討していただければと思う。

裁判所職員の接遇対応について何かお気付きのことがあれば御意見を伺いたい。

藤里事件の際の傍聴券の交付等において、裁判所職員の対応は極めて適切

であり，組織的な統率はとれていると思うが，これとは別に，初めて来庁された一般の方をほっとさせる接遇が必要であると考え。一階の正面玄関に入ったときに，職員がいるようにしたり，音楽を流すようにするなど，そのような点で工夫が必要ではないか。

大きな裁判所であれば案内所があるが，秋田ではなかなか案内所までは人員が割けないところがあり，案内表示を充実させることで対応している。裁判所に来る方は緊張している場合も多いので，一層分かりやすくすることなどを考慮したい。

説明や案内をする際，言葉は大切であると思う。出頭や呼出状と聞いただけで拒否反応を起こしてしまう。専門用語はあまり使わない方が良い。

裁判員制度が始まると，接遇，言葉遣いなどについても，注目されると思う。そのような点について，職員が直接説明して，アンケートをお願いして，県民の反応を見る必要があるのではないか。

裁判所で実施している利用者アンケートについては裁判所職員全体の意識の向上など大変参考になることが多く，今後の制度が始まってからも生かしていきたい。

(6) 利用しやすい裁判所について（民事首席書記官）

「本人自身において，裁判所の手続を選択し，利用していくことができるように，裁判所ではどのような配慮をしているか」について，簡易裁判所の手続案内に関する資料及び手続案内ビデオ「簡易裁判所の調停と訴訟」の視聴を交えて説明した。

(7) 意見交換

前記(6)の事務方からの説明について，委員から次のような意見が出された。以下 が委員長， が委員， が説明者の発言

今回はより身近な簡易裁判所での手続案内の在り方について御意見を伺いたいと思います。

調停事件やその他の民事事件で，当事者間で危害行為に及ぶような可能性のある場合に，裁判所としてはどのような配慮をしているのか。

そのような場合には、待機場所が別々になるようにするなどの配慮をしている。

家事事件などは、感情の対立を抱える事件が民事事件以上に係属するので、待合室は申立人と相手方で別々になっているが、更に危害行為が予想される事件については、階を変えて待合室を用意し、調停委員が移動しながら調停を行うなどの配慮をしている。

調停に代わる決定とは何か。

民事調停法 17 条に規定されている手続で、当事者双方の意見が大筋で一致しているのに、わずかな相違のため完全な合意を得られないなどの場合に、調停を不成立で終わらせるとそれまでの手続が無益となるので、それを避けるため、一定の要件のもとに裁判所が行うものであるが、現在はこのほか、調停条項を了解しているが他の一方が当日調停に出席できない場合にもこの手続を利用している。なお、この決定に対しては、異議の申立てをすることができる。

裁判所には各種手続きのパンフレットが置いてあるが、手続について知りたい人をパンフレットの置いている裁判所までたどり着かせるにはどうしたらよいか。困ったときにどこに相談すればよいか、また、裁判所にそういったパンフレットがあるということを誰に知らせればよいか。

関係機関にはパンフレットを送付して窓口などへの備付けの依頼をしており、広報用ビデオの貸出も行っている。広報用ビデオの貸出は Web サイトや秋田地方裁判所作成のパンフレットでも紹介している。その他、裁判所の手続案内を記載した広報テーマを市などに送付している。今後もこういった広報活動は続けていく予定である。

広報としては出前講義や口コミも有効だと思うが、なにか一つの活動で結果が出るようなものではないだろうから、いろいろなところにアンテナを張って、その都度広報をするのがよいのではないか。パンフレットを外部に送付する際、こういうところで使ってくださいという説明をつけたりはしているのか、また、スーパーなどの大型店舗にもパンフレットなどを送付してい

るのか。

県や県内の全市町村などに送付し、来庁者が自由に持ち帰れる場所に置いていただけるよう依頼しているが、各自治体には様々な窓口があるため、こちらで備置場所を指定するなどのお願いや説明まではしていない。また、自治体などの関係機関以外へのパンフレットの配布は、部数に限りがあるという問題がある。なお、広報テーマについて、自治体の広報誌への掲載依頼もしているところ、秋田市の広報誌に載った際には、暫くの間、問い合わせが相次ぐなど大きな反響があった。

各機関の相談窓口からパンフレットを配布してもらうことになると思うが、配布方法について裁判所からもっと啓発する必要があるのではないかと。簡易裁判所の窓口で行っている手続案内はあまり知られていないのが現状であるという感じがする。ただ、裁判所のパンフレットは、商業チラシのように不特定多数の者に配布する性質のものではないので、配布対象や目的をはっきりさせ、最も必要とされる場所に備え置く必要があると思う。

その点で手続案内窓口には必ずパンフレットを備え置く必要があるが、そのほかに町内会長や民生委員などの地域の指導者に対する広報も考えられるのではないかと。

一般の方々は、悩みがあったときに、簡易裁判所に手続案内の窓口があることを知らないという状況にあると思う。先程の説明では、秋田市の広報誌に裁判所の手続案内のことが載り、かなり反響があったとのことであり、自治体の広報担当者と連携していくという方法もあると思う。

5 次回委員会について

次回委員会は、平成21年2月2日(月)午後3時に開催することとする。次回委員会では、引き続き「裁判員制度」と「利用しやすい裁判所」の2つをテーマとしたい。